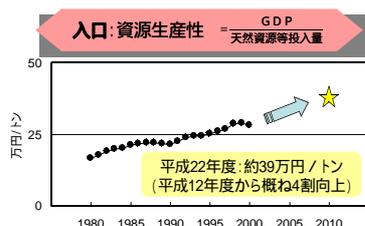


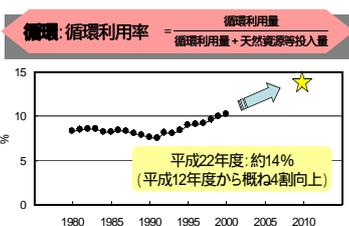
循環型社会形成推進基本計画

また、循環型社会の形成に関する各種施策の総合的、計画的な推進を図るため、循環基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画^{*25}（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画では、循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示すとともに、循環型社会形成のための数値目標として、物質フローの「入口」、「循環」、「出口」に関する3つの指標（入口：資源生産性^{*26}、循環：循環利用率^{*27}、出口：最終処分量^{*28}）を定めている。

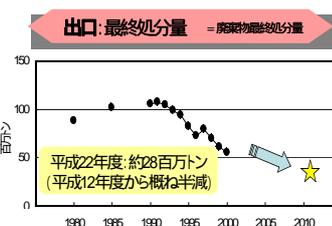
【図5 資源生産性の推移】



【図6 循環利用率の推移】



【図7 最終処分量の推移】



(出典：環境省資料)

また、毎年度、中央環境審議会の中で、循環基本計画に基づく施策や数値目標の進捗状況のフォローアップ^{*29}を実施している。

循環型社会白書

循環型社会構築に向けた取組内容とその成果については、毎年度政府による国会への報告を行うとともに、「循環型社会白書」として公表し、国民への普及・啓発等を行っている。

【図8 平成17年版循環型社会白書】



*25 循環基本法第15条で規定している。また、循環基本計画の策定に当たっては、中央環境審議会において、17回に渡る審議と9地域での事業者、NPO・NGO、地方公共団体からのヒアリングを公開で行うとともに、2度にわたるパブリックコメントを行ったほか、閣議決定し、国会報告を行っている。

*26 資源生産性 (= GDP/天然資源投入量) 平成22年度に約39万円/トンとすることを目標としている。平成15年度の資源生産性は31.6万円/トンとなっている。(中央環境審議会循環型社会計画部会資料参照)

*27 循環利用率 (= 循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)) 平成22年度に約14%とすることを目標としている。平成15年度の循環利用率は11.3%となっている。(中央環境審議会循環型社会計画部会資料参照)

*28 最終処分量 平成22年度に約28百万トンとすることを目標としている。平成15年度の最終処分量は40百万トンとなっている。(中央環境審議会循環型社会計画部会資料参照)

*29 例えば、直近の平成17年度の点検(第2回)では、中央環境審議会循環型社会計画部会において、2回の関係者ヒアリング、5回の審議を行い、その結果を閣議に報告している。

(4) 国の主導による負の遺産の解消（PCB廃棄物対策）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、その毒性が社会問題化し、昭和49年に新たな製造や使用が禁止されたが、残存した大量のPCB廃棄物については、有害化学物質対策とりわけ焼却に対する根強い不安・不信を背景に、処理施設の設置に地方公共団体や周辺住民の理解が得られなかったため、長期にわたり保管が続いていた。その結果、紛失したり保管状況が劣悪なものなどが判明し、環境汚染の危険性が指摘された。

このため、平成13年度にPCB特別措置法¹を制定し、国自らが処理体制の整備に取りかかった。具体的には、法に基づく特殊会社日本環境安全事業（株）を活用して全国5か所²の拠点的広域処理施設を設置し、PCB廃棄物を安定的に処理する体制を整備した。

これらの広域処理施設の整備が実現した大きな要因は、国主導により、国と地方公共団体が協力して公共関与による施設の設置を進めたこと、高温焼却処理ではなく環境中への排出が少ない化学分解法を開発したこと³、周辺住民への説明会等を重ね合意形成を図った⁴こと、等が挙げられる。

また、国は都道府県と連携し、処理費用負担能力の低い中小企業が保管しているPCBを使用した高圧トランス・高圧コンデンサの処理のためのPCB廃棄物処理基金を創設した。

【図9 PCB廃棄物の拠点的な広域処理施設整備の進捗状況】



(出典：環境省資料)

*1 PCB特別措置法は正式には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」(平成13年法律第65号)といい、平成13年7月から施行されている。PCB特別措置法では第10条にPCB廃棄物の期間内の処分が規定されており、法律が施行された日から15年以内(平成28年7月まで)に処分することとしている。

*2 室蘭市、東京都、豊田市、大阪市、北九州市の全国5か所に処理施設を設置している。

*3 PCBの処理技術として、7つの方法(脱塩素化分解、水熱酸化分解、還元熱化学分解、光分解、プラズマ分解、機械化学分解、熔融分解)が認められている。

*4 北九州事業では、周辺住民等に対する101回、延べ約3,500人への説明会を開催し、きめ細かい対応を図った。

3. 廃棄物・リサイクル技術等の発展

廃棄物・リサイクル技術やノウハウには、廃棄物の発生抑制や適正処分等を進め、環境への負荷を低減させる面と、循環資源から効率的に資源の回収を図り、健全な経済発展を促進する面という両面がある。廃棄物・リサイクル技術は、環境保全と経済発展の好循環を図り、循環型社会づくりを進めるために非常に重要な要素である。

こうした廃棄物・リサイクル技術等の発展は、我が国では排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえた制度の整備を契機に、事業者の自主的な取組が推進されてきているほか、基礎研究や技術開発に対する政府の支援が行われている。

(1) 技術の開発・利用の動向

排出事業者や廃棄物処理・リサイクル業者等は各段階において種々の技術を開発し、実用化を進めており、例えば、製品のライフサイクルの上流段階での廃棄物の発生抑制につながる新たな素材の開発、環境配慮設計の推進、処理の段階での高度な廃棄物のリサイクル・適正処理技術を開発等がみられる。これらの技術は、途上国等への技術援助や、途上国では処理できない有害物質の処理等により、国際的にも適正な物質循環の確保に貢献する可能性を有している。

リデュースの取組

例えば、新たな素材の開発によりペットボトル等の軽量化が進められ、下図のように約1割から4割の容器軽量化が実現されている。また、複合素材から単一素材のものへの変更やミシン目入りシュリンクラベル採用による分離容易化、再生素材の使用、生分解素材の導入、詰め替え商品の販売などの工夫が行われている。

【表2 容器の軽量化の事例】

容器区分	メーカー	減量化対策	減量割合	
ペットボトル	A社	2リットル 55g → 48g	13%減	
	B社	2リットル 63g → 42g	33%減	
	C社	500ml 32g → 23g	28%減	
アルミ缶	D社	350ml 20.5g → 15.2g	26%減	
	E社	340ml 18.9g → 16.2g	14%減	
スチール缶	F社	190g缶 40.7g → 31.7g	22%減	
ガラスびん	G社	大瓶 605g → 475g	21%減	
	H社	100mlびん 150g → 110g	27%減	
プラスチック製容器包装	I社	シャンプー洗剤等	12~42%減	
	J社	シャンプーリンス等	7.6~10.8%減	
	K社	サラダ油700gボトル	33g → 27g	18%減
	L社	レジ袋(食品用) H540mm×W300mm×	9g → 7.3g	19%減

(出典：環境省資料)

また、家電業界では、製品アセスメント・マニュアルを策定するなど環境配慮製品の設計・製造に取り組んでいる。例えば、部品の軽量化、梱包材の小型化のほか、ネジの場所や形状を製品に表示する、製品に破断しやすいスリット